

広島県告示第四百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十三年七月二十一日

二 存続期間

免許の日から平成二十五年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十三年四月二十八日から平成二十三年六月二十七日まで

四 公示番号

区第四百二十五号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	真珠養殖業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

東広島市安芸津町小松原小学校地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点一 二から護岸沿い南西へ二百メートルの所

基点二 小松原小学校南東護岸角

ア 一から安芸津町大芝島北海道電線東の標柱を見通す（二三〇度）線上百八十メートルの所

十メートルの所

イ 二から大芝島モチエの鼻を見通す線上百八十メートルの所

ウ 〃 三百メートルの所

エ 一から大芝島北海道電線東の標柱を見通す線上三百メートルの所

六 地元地区

東広島市安芸津町小松原